

市議会だより

な か き

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、6月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

第103号 平成14年8月25日 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



公平委員会委員及び監査委員 の選任に同意

平成十四年第二回中間市議会（六月定例会）は、六月十四日に開会され、十五日間の会期で六月二十八日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、条例改正などあわせて四件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決されました。

一方、議員提出議案は、中間市議会会議規則の一部改正および意見書案一件が可決されましたが、意見書案三件が否決されました。

また、請願一件が採択され、一件が継続審査となりました。

そのほか、任期満了に伴う農業委員会委員の推薦および公平委員会委員、監査委員の選任に同意しました。

市議会の虚礼廃止にご理解を！

公職選挙法では、次のようなことが禁止されています。

議員や後援会が寄附をしたり有料のあいさつ広告を出すこと
議員や後援会がお中元やお歳暮をすること
議員が暑中見舞いや年賀状などのあいさつ状を出すこと
（自筆の答礼は除く）

市民や団体が議員に寄附などを求めること

このほか市議会では、祝電、弔電の自粛を申し合わせています。市民の皆様のご理解をお願いします。

6月定例会

常任委員会の

審査から

各常任委員会では、六月定例会で付託された条例改正二議案について審査しました。

審査の内容(要旨)は次のとおりです。



条例

その他

総務文教委員会

中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

情報の管理は、電算室で一元管理を行っていましたが、現在、各課ごとのパソコンによる分散管理へと移行しており、今後、インターネットを利用した、各種申請や手続きの整備計画が進められています。このような背景から、行政事務の迅速化・効率化をはかり住民サービスの向上のため、一定の条件を満たすものは、パソコンを利用した情報の提供を認めるよう改正するものです。

また、本条例中の個人情報の情報開示規定についても、中間市情報公開条例に同様の規定があることから、その整合性をはかるため、項目を削除し、情報公開条例の規定に基づき個人データの情報開示を行うこととなります。

委員から「個人情報の開示請求について、情報公開条例では、今までの規定と比べ非開示とする場合が付け加えられることになるが」との質疑があり、執行部より「個人情報については、開示することが原則となっています。しかし、介護認定におけるデータや医療診断等のデータなどのように、個人の精神的苦痛や家族への影響が考えられる場合、中間市電子計算組織管理運営審議会等で慎重に検討し、決定することになります」との説明がありました。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

人事紹介

六月定例会で、任期満了に伴う農業委員会委員の推薦および公平委員会委員、監査委員の選任に同意しました。

《敬称略》

農業委員会委員

宮下 寛
岩崎 悟

公平委員会委員

日高 英 男
香川 剛 夫

監査委員

香川 剛 夫

残暑

お見舞い

申し

あげます

中間市議会

議員一同



議員提出議案

可決したものの

中間市議会会議規則の一部を改正する規則

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の根幹をなしている。

しかしながら、政府は、学校事務職員・学校栄養職員の給与等を国庫負担の対象から除外しようとする動きがみられるところである。

学校事務職員・学校栄養職員は、義務教育の中で教員と同様、学校運営に欠くことのできない職員であり、このようなことが実施されれば、教育制度の根幹に重大な支障を来すことが懸念される。

よって、政府におかれては、かかる事情を十分に踏まえ、現行の義務教育費国庫負担制度を今後とも堅持されるところに、豊かな教育を実現するための教育予算の一層の拡充を図るよう、次の事項について強く要請する。

記

- 一、豊かな教育を実現するため、教育予算を拡充すること。
- 二、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。とりわけ、学校事務職員・学校栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。

否決したものの

「有司法制三法案」を今国会で決定しないことを求める意見書

地方交付税の財源保障機能の維持を求める意見書
福岡県立遠賀病院の存続を求める意見書

高齢者の生きがい対策について

議員 中間市は人口に占める高齢者の割合が、他市町村に比べ高くなっており、高齢者の生きがいづくりのためシルバー人材センターの育成・強化、また事業拡充を図るようになっている。その具体的内容について。



シルバー人材センター

市長 シルバー人材センターの事業計画の中で、行政と業務委託できる部分については委託契約を行い支援している状況です。

主なものは、小中学校の夜間管理業務や市内公園及び緑地緑道業務を始め、その他に十九の業務を行い、シルバー人材センター業務委託全体の約六十%を占めています。

このような支援を行うことにより、シルバー人材センターの育成・強化、事業の拡充が図られているものと理解しています。

また、高齢者への介護予防、生きがい活動事業については高齢者の事業参加が増えれば新しい分野での業務委託を図っていきたいと考えています。

不正入札根絶に関する市長公約について

議員 市長が選挙で緊急提言として発表された「公共工事不正疑惑の温床・談合の根を断つ」については、前市政の「疑惑認識」の上に立つものですか。

後を絶たない公共工事をめぐる業者間の談合、行政側からの予定価格漏洩などを根絶するために、公約している五点の施策について、その進捗状況、実効性については。

市長 公平で中立な立場を堅持するためのシステムづくり、公共工事の透明性、公平性を公約にしたわけです。

前藤田市政の時代も現在も、当市においては有り得ないものだという確信を持っていきますし、将来も市民から少しの疑惑を持たれないように、一層の注意を払い、市発注の公

共工事は公正に、かつ、厳正に実施していくのだということとを信念としています。

昨年の市長選挙で選挙公約に、

一、すべての公共工事の設計金額を、事前公表します。

二、地場産業を育成し、公正な入札のもとで抽選型入札制度を導入し談合を防止します。

三、落札した業者が実際には仕事をせず、他の業者に仕事をさせる「丸投げ」を禁止します。

四、入札情報の公表の義務付けをします。

五、落札業者の総合的評価を、第三者が行う委員会を設置します。

の五施策について選挙公約として約束しました。

公共工事の透明性・公平性を図るための基盤整備として、新たに備品等の指名登録制度を、昨年の十月発足させるとともに、本年一月一日付けで

従来、建設部管理課で行っていた契約事務を総務部内に契約課を設置し、工事、備品購入等の契約事務を行うこととしました。

また、四月からは公共工事発注の際行っていた現場説明及び工事完成保証人制度などの廃止、建設工事標準請負契約約款の採用や契約マニュアル

の作成、検査体制の充実を図るための人事などを行っています。

次に、公約の進捗状況、実効性について、第一に設計金額の事前公表については、すでに十三年四月から予定価格の事後公表は実施しており、

公正、透明性を確保の観点から、今後は事前公表に向けて早い時期に、事前公表を行うべきと考えています。

第二に抽選型入札制度については、談合を排除できる入札制度だと確信していました

が、本年一月築城町で、この抽選型指名競争入札制度を導入しましたが、談合情報により入札を延期したことが新聞に取り上げられ、入札制度の公平性、透明性の確保の難しさを感じています。

今後、抽選型入札制度の採用も視野に入れた、開かれた入札制度を実施したいと考えています。

第三に工事の「丸投げ」禁止については、すでに工事発注後に施工体制台帳の写しの提出を義務付け、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているか点検に務め、また、契約締結時の工事請負契約約款に一括委任又は一括下請負の禁止条項を設けており、一括下請負（丸投げ）

がないことの確認を行っています。

第四に入札情報の公表の義務付けについては、設計金額の事前公表と同様に法の施行にあわせて、十三年四月から発注見通し、入札及び契約に係る情報の公表としてすでに実施しています。

第三者がおこなう委員会の設置については、現在、土木工事及び建築工事等について

工事成績の評定を義務付け、簡潔な評価を行っています。

公共工事の効率的な施工確保、技術水準の向上などを図るため、請負業者の総合評価を委員会設置の前に、関係部課において、複数の視点から公平で適切な評価を実施すべきであると考えています。

（丸投げ）



市長による巡回出前講座の実施について

議員 市民との対話を今以上に進める事からも、出前講座を実施してはどうか。

実施する場合、市長及び部課長を講師とし、専門的な知識や技術を生かした講座とする、実施時期は土・日・祝日にし、一回の開催時間二時間(十九時～二十一時)として実施を希望する町内会の公民館を利用する。

町内会長より前もって質問事項・協議事項を文書にて関係窓口へ提出し打ち合わせる。又、開催された質問・協議事項等を市の広報誌に掲載してはどうか。

市長 出前講座は、職員にとっては市民の思いや願いを知ることが出来る絶好の機会であるし、また市民にとっては行政情報を知り、情報不足に起因する行政への不信感が薄らぎ、市民、行政双方の協調活動に発展していくきっかけになり得るものです。

今後、その方法論や問題点について、具体的に整理・検討していききたいと考えています。

なお、本年三月には明るい街づくり推進室に「市民提案箱」を設置して、市民の市政



に対する意見や提案を広く受けていく場を設けました。市民の方の意見や提案については、謙虚に耳を傾け、市政運営の中に反映させていきたいと考えています。

契約課を新設されたが設置後の業務について

議員 建設部が行っていた工事指名業者の選定から入札契約及び工事の完了検査業務を分離し、契約事務や工事検査を行う為に設置されたが、建設事業の内容と、契約件数とその金額のランク別件数について。

土木事業の内容と、契約件数と、その金額のランク別件数について。

本市における契約業者の基準(事務規則)等について。

市長 十三年度分の全体契約件数は、四百二十件、その

内、指名競争入札は百三十八件、随意契約は二百八十二件です。

十四年一月から五月までの契約課において、契約した件数は二百五件、その内、指名競争入札は七十六件、随意契約は百二十九件です。

建築事業の主な内容については、市営住宅の外壁補修工事及び、屋上防水工事、また、こすもす保育園公共柵接続工事、その他公共施設の修繕等で、契約件数は十四件のうち、指名競争入札六件、随意契約は八件です。

指名競争入札の金額のランク別件数については、Cランク一件、Dランク五件の計六件です。

土木事業の主な内容については、土木課の関係では市道の改良工事、補修工事、街路樹の剪定委託、水路の改良工事、補修工事、浚渫、伐採工事等です。

都市計画課の関係では都市計画道路の改良工事、児童遊園の遊具設置工事、補修工事、樹木の剪定委託等です。

下水道課の関係では公共下水道管渠築造工事、下水道管渠実施設計業務委託等です。

契約件数は百九十一件のうち、指名競争入札は七十件、随意契約は百二十一件です。

指名競争入札の金額のランク別件数については、Aランク五件、Bランク十二件、Cランク九件、Dランク四十四件の計七十件です。

市が発注する工事の指名願いの受付については、毎年六月一日から六月末までの間、市外業者にあつては隔年で同時期に中間市入札参加資格審査申請書に、法人にあつては登記簿謄本、個人にあつては身分証明書、建設業許可証明書等十四項目の書類の提出を求め、厳重に審査をしています。

次に、業者の格付けとしては経営事項審査結果通知書のポイントに加え、請負能力、工事

の技術力、過去の工事経歴、現在の請負状況等を勘案し、ランク毎の業者選定案を作成し、中間市建設工事指名審査委員会において審議し決定しています。

公共工事の入札指名基準の業者選定については、設計金額が百三十万円未満は三社以上、百三十万円以上、九百万円未満は四社以上、九百万円以上、千五百万円未満は五社以上、千五百万円以上は、六社以上となっています。

また、工事請負額の業者の格付けは、Aランクは土木二十五社、建築二十社。Bランクは土木二十五社、建築二十社。Cランクは土木三十社、建築二十社。Dランクは土木A・B・Cランク以外の業者で現在八十八社、建築A・B・Cランク以外の業者で現在二十九社で、土木、合計百六十八社、建築、合計八十九社、その他、造園、電気、設計等で四十六社、総合計、三百三十三社の登録状況となっています。ランク毎の受注できる工事額の範囲は、Aランクは土木・建築共に、全額。Bランクは土木・建築共に、六千万円未満。Cランクは土木・建築共に、二千五百万円未満。Dランクは土木・建築共に九百万円未満となっています。



契約課



教育行政について

議員 今年度四月より完全学校週五日制となり土曜、日曜が連休となった。一方両親の共働ぎが多いなか、休日の子どもの過ごし方に不安を持っている家庭が多くある。

四月以後、社会教育の分野で子どもたちの成長に関わる行事にどのように取り組んでいるのか。

教育長 学校週五日制の実施は、学校・家庭・地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して、社会体験や自然体験などの機会を子どもたちに提供し、自ら学び、考える力や、豊かな人間性などの「生きる力」を育むことを目的としています。

本市では、保護者・地域・学校への啓発を進めると共に小・中学生を対象とした映画

会、子ども料理教室、ジュニアバレーボール教室、本の読み聞かせ会や、やさしい郷土の歴史講座など実施しました。また、はばたけなまっこ支援事業として、子ども会等が行う事業に対して財政的な支援を行い、活性化を促しています。

さらに、子どもたちと活動するボランティアの養成・確保にも努め、十三年五月から人材バンクを設置するとともに、小・中学校の児童生徒や地域の方々からの要請に応じて、学習活動の支援・充実に努めています。

今年度、既存の事業に加え、学校と地域を通じた奉仕活動（中学生による独居老人訪問）バードウォッチャー教室、チビッコスポーツ教室、また、子ども外国語チャレンジ教室、将棋・囲碁教室を実施し、スポーツ・文化・体験活動等、週五日制に対応した新規事業の充実を図っています。

財政問題について

議員 広報なかま五月号の十四年度予算説明の中で「中間市の財政状況は黄信号って本当？」との説明文があるが、これは市長の認識ですか。

私は昨年から破綻的財政運

営という赤信号の中を歩みだしたと認識している。

かつて起債という借金は、事業目的に用する財源として運営されてきた。しかし、昨年から地方交付税の減額によって一般歳出の財源を補う不健全な起債として既に七億円を超える借金予算を組んでいる。改革という大手術を避け、痛みを伴わない麻薬措置である。つまり、破綻的財政運営状況をくり出し出している。どのような認識を持っているか。

こうした悪化をたどる財政の実態をふまえたように対応するのか。つまり今後、歳出抑制、削減の分野を定め、システム、制度等、具体的な財政構造改革が急務です。如何か。

人件費の抑制、削減、人員の適正化、年功序列給与の見直し等々、緊急かつ速やかな改革の実現が求められている。多くの市民、世論は新市長の手腕に大きく期待している。

市長 本市の財政状況は、十二年度決算においての経常収支比率は、九十二・四％、公債費負担比率は十四・六％となっており、このことは投資的経費に対する一般財源が極めて少なくなってきたており、社会資本整備に要する財源確保に最大限の注意が必要か

ら、黄色信号という表現をさせていたいただきました。

十四年度の当初予算で、補助金及び委託料の削減、職員給与の一部削減、旅費の改正等、歳出の削減を図っています。さらに行政評価システムの導入等により事業の見直しを図っていきます。

また、十二年度決算においては、一般会計決算で五億五千万円の黒字を計上し、住宅新築資金等特別会計の赤字四億八千万円を合わせた普通会計決算では、六千四百万円の黒字決算となっています。

十三年度も普通会計決算では、例年どおり黒字決算を確保できる見込みです。

指摘の破綻的財政運営では決してなく、常に中長期的な財政計画の見直しを行い、厳しい財政事情の中、最大限努力しています。

また、起債の範囲が事業目的ごとに運用されていたものが、近年、減税や地方交付税財源の不足に起債が適用され



ています。

本市も、十二年度決算までの起債残高で、普通会計残高百九十三億に対して、事業用以外の起債は減税補てん債等二十一億余りで、その分を除いた事業分は百七十億円であり、さらに十三年度、十四年度臨時財政対策債等の起債が十億近く増加しますが、事業分の借入額を少なくしているため、全体の起債総額は下がります。

今後とも、歳出の抑制、経費削減等積極的に行っていくながら、国の制度の改革、あるいは国に対し財源の確保を、市長会等を通じて、要望していきたいと考えています。

次に、人件費の抑制、削減、人員の適正化、年功序列給与の見直し等については、九年度から第二次行政改革に鋭意取り組み、機構改革を始めとして、職員の削減などの改革を実施してきました。この間、介護保険制度の導入や地方分権による権限委譲に伴う事務量は増加していますが、これに対する増員を機構の見直し等で極力抑制してきました。その結果、十四年四月一日において、定数六百二名に対して実人員は五百四十五名で、職員数は定数の約九十％となっています。

危機管理について

議員 幼稚園、保育園、小中学校の危機管理体制について。特に大阪で起きた事件を参考にして。

時限爆弾事件のその後の対策は。

市長 昨年六月八日大阪教育大学付属池田小学校で発生した児童刺殺事件後の対応については、非常事態を想定したマニュアルを作成して、職員危機管理意識の自覚と役割分担を確認し、避難訓練及び通園時・降園時のパトロールも実施しています。

事件が発生して一年になりますが、今後とも定期的なマニュアルの確認や避難訓練などを励行し、危機管理に努めていく考えです。

なお、私立幼稚園については、福岡県より幼児の安全管理に関する緊急の取り組み、安全管理の点検等について直接の指導が行われています。

教育長 特に小学校では折尾警察署などと連携を取りながら、防犯訓練や防犯教室を実施したり、各教室に防犯ブザーを設置したりと学校内外における危機管理体制の更なる充実を図りました。

各学校には危機管理マニュアルが整備され、来校者に名

札や腕章等の着用をお願いしたり、教職員による積極的な声かけで来校者の身元確認を行ってまいります。

また、教職員の具体的な役割分担を定め、校内巡回を行い児童生徒等の状況把握に努めています。

登下校に関しては、「子ども一〇〇番の家」等緊急避難できる場所を児童生徒に周知するとともに、万一の事態が発生したときの対処法についても、児童生徒に対し機会あることに指導しています。



市長 爆弾事件は、五月十三日と二十一日の二度あつており、十三日の事件は、市役所南側の公衆電話ボックスで

発見され、落し物として市役所に届けられたものを、職員が不審に思い一〇番通報し、県警爆発物処理班が出勤し処理され、このときは幸いにも発火しませんでした。

二回目の二十一日の本町交差点、元NTT前の公衆電話ボックスでは、発火したものの爆発せず、幸いにして大事に至っていません。

折尾署をはじめ県警鑑識班も出動し、事後処理がされ、折尾署を中心として捜査が進められていると聞いています。

市の対応は、十三日の事件後、公衆の場である学校や施設、JR駅等に対し、不審物に対する取扱いについて職員が訪問し注意を促しています。加えて、市内の公衆電話ボックスや、各駅の駐輪場などの点検を行なっています。

また、NTTや折尾署、市防犯協会、消防団と連携し、それぞれ各施設の点検を行い、各家庭に対しては不審物に対する取扱いの注意を促す文書を配布しています。

介護保険の住宅改修について

議員 基盤整備の遅れから、施設介護が不足するなかで、在宅介護に様々な対応が求め

られている。

介護保険の住宅改修においては、その工事が施工業者任せとなり、使い勝手が悪かったり、多額の工事代金を請求される場合もでてくる。

これらの弊害をなくし、住宅改修をより効果あるものにするために、施工内容から施工後の検査まで、行政が組織的に関わったり、工事が利用限度額二十万円を超える場合、一定額を一般財源から上乗せ、助成するなどの自治体も増えている。

市としても取り組むべきではないか。

市長 介護保険では、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に二十万円を限度に支給する住宅改修制度があります。

この申請には、住宅改修の内容及び要した費用等を記載した申請書を、提出しなければなりません。

また申請書に、「住宅改修について必要と認められる理由」が記載された書類、住宅改修の完成後の状態を確認できる書類を添付しなければなりません。

この理由書を記載するにあたっては、居宅介護被保険者の心身の状況、住環境等を総合的に勘案し、本人や家族の

希望を聞くとともに、必要に応じてアドバイスを行ないながら、最終的には住宅改修の提案に対して本人や家族が決定するという手順で行うよう指導を行なっています。

また、施工業者については、本人や家族の意思を確認した上で決定するように指導しています。

申請書を受け付けるに当たり、その必要性や工事内容を担当課でチェックし、定価を超えるものがあつた場合は、直接施工業者に指導しています。

工事が二十万円を超える場合の助成については、低所得者の方に対しては住みよか事業として、介護保険プラス最高三十万円までの住宅改修助成を一般会計から行っており、さらに一定額を助成する考えはありません。



土地開発公社のあり方について

議員 土地開発公社（以下「公社」という。）が情報公開の対象にされていないのはおかしい。

公社の業務情報がつまびらかにされていない。

市長 情報公開条例制定時においては、公社等の出資法人については、法的には別の法人組織であり、条例の適用は不適切との意見が通説となっていました。近年市民から公社等の情報公開を求める声が多く、まだ少数の自治体ですが、公社を実施機関に含める試みが検討されていることは承知しています。

この問題については、中間市情報公開審査会に諮り、検討していきたいと思えます。公社の情報公開については、条例に基づく公開請求はできませんが、お答えできる



範囲の情報であれば任意に公開すべきものであると考えています。

本会議における市長答弁のその後の状況

議員 昨年の三月議会において、老人福祉法では、老人福祉に関する技術的指導を行う社会福祉主事を置かなければならないと規定している。市でも置くべきではないか。との質問に、当時の藤田市長は、配置する方向で検討したいと答弁しているが。

昨年九月議会に、予防医療を徹底している長野県の各自治体の老人医療費は中間市に比べると一人当たりでおよそ三十万円も低い、その違いはどこにあるのか、職員を派遣して研究してはどうかとの質問に、市長は今後、担当課を含めて前向きに進めていきたいと答弁しているが。

本年三月議会に、医薬品のなかには、同じ成分で同じ効き目の薬が複数、売られているものがある。最初に発売された先発品と、その特許が切れた後に他社が発売する後発品で、先発品に比べ、後発品の薬価は五割ほど安い。市立病院では、使用されている医薬品は約八百品目で、

後発品は二品目しか使っていない。患者及び国保財政の医療費負担軽減のためにも、後発品への切り替えをするべきではないか。との質問に、市長は検討する旨の答弁をしているが。

市長 昨年の三月議会での質問に対し、老人福祉に関する業務を所管する介護保険課では、社会福祉士一名、社会福祉主事三名、介護福祉士四名の合計八名の資格取得した職員等で相談業務を行っていることを答えています。

その後、保健師一名と精神保健福祉士一名の合計二名の資格取得者を配置しています。長野県の老人医療費が、一人当たりおよそ三十万円も低い最大の要因は、必要な医療は最新の技術を持って施し、治療後は速やかに退院し、自宅で療養するシステムが構築されているという点にあります。

その結果、自宅で亡くなる方の割合が全国平均では十五%足らずで、長野県の場合には、七十%を超える方が自宅で亡くなっています。当然、高齢者の入院期間は短くなり、延命治療を含めた終末医療に要する医療費に、大きな差が生じて来ることとなります。

医療提供者、行政、住民が

永い期間をかけて構築した長野方式を、本市にあてはめることは不可能ですが、それぞれの自治体が果たしてきた役割や施策、取り組みについて研究することは、大変意義あることだと思えますので、職員の派遣を行いたいと考えています。



市立病院薬品室

今後は単なる後発品ではなく、「薬価制度改革の基本方針」により国が育成しようとしている優良後発品であることが必要と考えています。現段階では、後発品の品質や情報を集め、院内に設置し

ている薬事審議委員会において優良後発品を十分論議・検討していかねければならぬと考えています。

政治倫理・情報公開についての市の基本姿勢は

議員 市民の市政参加に対して行政は消極的ではないか。もつと行政主体の積極的な情報公開を行うように。

市長 情報提供施策については、一般的には広報、啓発等により行ってきました。

今後は、インターネット上のホームページ等を通じた電子的な情報提供システムの整備を行う必要があると考えています。

情報公開条例に基づく一般的な開示制度による情報公開と「情報の提供その他の情報公開に関する施策」を通じての情報公開は、それぞれが持つ役割、効果が異なり、それぞれ長所、短所がありますがそれぞれの長所をより生かし、短所を相補つためにも情報公開の総合的な推進が求められており、開示請求制度でカバーできない部分については、行政からの情報提供により積極的に取り組んでいくことが重要であるとの認識をしています。

堀川と曲川の悪臭対策について

議員 河川の浄化や悪臭防止対策として、遠賀川下流浄化センターで、高度浄化された再生処理水の放流計画があげられているが、その進捗状況と市民への河川環境啓発について。



市長 県が行う遠賀川下流流域下水道事業では、中間市はじめ、水巻、遠賀、鞍手町など広く遠賀川の東西から下水を集め処理するため、処理水はできるだけもとの集水区域に返すように、西川への放流とともに、その一部を堀川と曲川に放流する計画を持っています。

十五年度運転開始予定の浄化センターでは、処理水は当面は西川に放流し、堀川、曲川への放流開始は今後の下水

道の普及状況によるため、時期は未定です。

また、堀川、曲川に放流する処理水によって、河川の維持用水が確保できるとともに、水質浄化も期待できますが、それぞれの河川にふさわしい処理水の品質となるように、現在、通常処理に加える高度処理の処理方法等を検討しています。

次に、環境啓発については、堀川の再生を軸とした広域のまちづくりを目指そうと、十三年度に、八幡西区と水巻町、中間市の二市一町に、県北九州土木事務所をオプザーバーとする「堀川再生を考える実行委員会」を設置しました。十三年度は、堀川を再認識してもらい、再生へ向けての活動への機運を高めることを目的として、今年度は第二回目的のシンポジウムを開催することとしています。

また、秋にはJR折尾駅に協力を求め、堀川を考えてもらう機会としての「堀川ウォーク」も計画しています。

市町村合併問題について

議員 市町村合併については、市民の利益を前提としなければならぬ。

中間市が他の自治体と合

併しなければならぬ、即ち中間市が単独で自治体として成り立っていない理由は、

今、具体的に進めようと考えている、あるいは進められている自治体があるのか。

市長 地方財政は、バブル崩壊後、景気回復を優先した財政運営を国の指導で行った結果、全国で十三年度末の地方自治体分は、百九十五兆円の多額の借入金を抱える結果となっております。

本市も同じで、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、九十二・四％で、公債費負担比率は十四・六％、財政力指数は〇・四〇二と、大変厳しい状況です。

今後、徹底した行財政改革を推進する中にあっても、少子・高齢化に向けた地域福祉の充実、生活関連社会資本の整備などが必要ですが、長期的な資金需要の増大への対応としては、限界があると言わざるをえません。

国は小規模自治体に対する地方交付税の段階補正を見直すこととしており、社会経済の低迷により国の税収も伸び悩んでいることから、五％削減の方針もとりざたされています。

特に本市は、産炭関連法の終息に伴い、国・県の産炭地

域振興臨時交付金等が交付されなくなったことにより、これまで以上に厳しい財政状況となり、長期的な観点に立つと合併問題については積極的に取り組まなければならないと考えます。

本年一月、合併に向けた論議の場として、中間市合併検討委員会」を設置しました。その後四月一日、議長をはじめとした市議会の各会派代表者と、執行部を加え、中間市合併検討特別委員会」を設置しました。

合併の相手方については、四月の「第一回中間市合併検討特別委員会」において、歴史的、地理的に深いつながりを持ち、また、市民生活に直結した、し尿やごみ処理等の業務を共同運営している中間・遠賀広域行政事務組合を構成している遠賀郡四町を相手方として検討していくことが確認されました。

このことを受け、公式に遠賀郡四町の町長それぞれに、行政水準比較のための資料収集にかかる協力の申し入れを行いました。

現在、特別委員会に設けた作業部会によって遠賀郡四町に対して資料収集を行っています。



第三セクターの税金滞納について

議員 第三セクター「西日本医療福祉総合センター」の多額の税滞納に対する「減免措置」はセンターの今後の経営となじまないのでは。

同センターの経営改善、市税納入に対して市はどのような対応してきたのか。

市長 十三年二月、四月及び十四年四月の文書で、市税条例第七十一条の減免規定に該当しないことから減免しない旨すでに通知済みです。

これまでの納付状況については、十三年三月に八年度分の固定資産税、都市計画税及び十一年度分までの法人市民税、合計九百六十八万四千九百円が、また、十三年九月に九年度分の固定資産税、都市計画税四百八十二万円が納付されています。

未納分については、現在第三セクターと協議しています。

「統計資料」の整理と充実に
ついて

議員 二十一世紀を見据えた街づくりのビジョンと施策で、都市基盤の整備や住環境と自然環境の保全、市民福祉の向上や文化の振興といった課題に対応しなければならぬ。

こうした総合計画を企画、立案するためには「統計資料」の整理、充実が求められるが、市長 統計資料の整理・充実については、統計なかまを十三年版から毎年刊行することとしており、十四年版の発行に向け、現在、統計資料の提供について、関係機関等への依頼をしています。

調査の結果は、行政課題に対応する政策の立案、評価、将来展望などの基礎資料として、総合計画の企画・立案等に幅広く利用されるなど、極めて重要な役割を果たすものです。

市立病院経営について

議員 病院開設以来、今日までの一般会計より繰り出された総額は、

企業債の総額、年償還額、累積赤字額は、

厳しい経営環境のなかで、一般会計負担を減じ、赤字経

営からの脱却を図る改革路線の方策を示していただきたい。勇氣、決断、実行を求める。

市長 平成十三年度までの総額は二十一億六千九百八十八万二千円となっています。

企業債の総額は十九億一千万円で、未償還額は十四年三月末現在、十四億八千三十一万円であり、十四年度償還額は一億四千五百七十万六千円です。償還のピークは十五年度年間、一億五千二百七十八万二千円で、以後毎年度減少するものです。

累積欠損金は十二年度末現在、五億八千五百五十三万七千円です。



中間市立病院

自治体病院は地方公営企業法によって公共性と企業性を共に発揮して地域住民の医療、福祉に寄与するものと定められ、公共的な高度医療、

救急医療等、不採算医療について一定の基準で一般会計から繰り出し、その他の部分については独立採算で運営することが定められています。

また、赤字経営は一時的に解消したものの、平成五年度より再び赤字決算となつていきます。

しかし、十三年度は、約一億九百万円の黒字決算を計上予定であり、その結果、累積欠損金は約四億七千万円となります。

市立病院は、累積欠損金の解消を最優先に考え、十三年度より診療報酬明細書の精度を高めるため医事業務を業者に委託し、職員の意識改革をおこなうための研修等も積極的に進めようとしています。

市民プールについて

議員 建設の計画をするまでの経過、その計画を凍結した理由、凍結しているのに基金を二百万円積み立てた理由、予定地の用地確保は、

維持管理費がかかる温水プールより、総合運動公園を作つてはどうか。

市長 昭和六十二年に、市民プール建設の企画・立案がなされ、建設場所などの検討が重ねられました。

しかし、平成二年、市民プールと市民会館のどちらの建設を優先させるべきか、検討がなされた結果、市民会館建設を優先させることを決定し、会館は八年に完成しました。

このため、七年に策定された第三次総合計画のなかで「市民プール建設」が最重要課題として掲げられ、市民プール建設に向けた準備が進められました。

こうしたことから九年四月、「市民プール建設基本構想」が策定され、事実上市民プール建設に向けた取り組みがスタートしました。

事業の実施については、財政状況をも勘案し、十年度から十四年度までの五カ年事業とし、十年に「水と緑のふれあい公園整備事業」として本格的に事業に着手したのですが、その計画を凍結した理由としては、新設される取付道路の安全性について学校関係者からの疑義やプールからの騒音問題、さらに、御座の瀬山を一般に開放することによる青少年の防犯問題など、教育上好ましくないといった意見が出されたことから、様々な対策の検討がなされましたが、前市長の決断により一旦、凍結されることとなりました。

基金二百万円を積み立てた理由については、基金条例に基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れなければならぬと定められていることから、本年度の運用益を見込み計上しているものです。

用地確保については、土地収用法による用地買収を申請し、その事業認可を受けていましたが、事業凍結による買収未完了で一年を経過したことから十二年二月、自動的にその効力を失効し、未買収のまま今日を迎えています。

次に、総合運動公園については、現在、遠賀川河川敷での幅広いスポーツの利用があることから、市民などが年間を通して活用ができるグラウンド等の整備が求められています。用地買収費や建設費を含む多額の事業費が見込まれることから、今後の検討課題としたいと思います。

市議会会議録は
図書館で閲覧を！

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

六月議会の会議録は、九月初旬から市民図書館で閲覧することができます。